

(2) 水道水が有すべき性状に関連する項目 (20 項目)

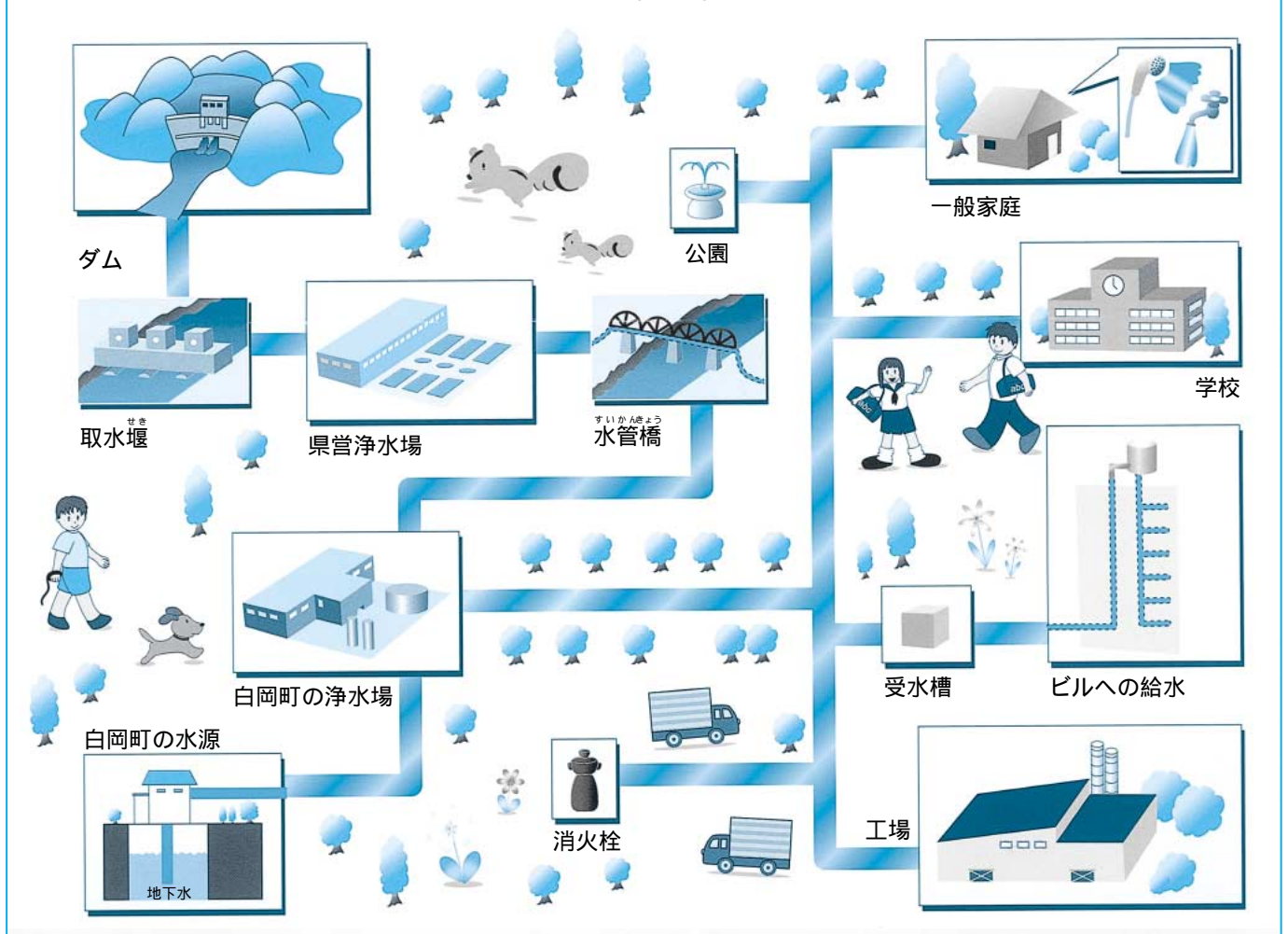
項 目	基準値及び単位	高岩浄水場管末 柴山集会所	岡泉浄水場管末 ツツジヶ丘公園	区 分
31 亜鉛及びその化合物	1.0mg / ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	色・味
32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg / ℓ 以下	0.02未満	0.02未満	
33 鉄及びその化合物	0.3mg / ℓ 以下	0.03未満	0.03未満	
34 銅及びその化合物	1.0mg / ℓ 以下	0.01未満	0.01未満	
35 ナトリウム及びその化合物	200mg / ℓ 以下	21.2	20.0	
36 マンガン及びその化合物	0.05mg / ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	
37 塩化物イオン	200mg / ℓ 以下	31.5	29.3	
38 カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300mg / ℓ 以下	73.6	70.2	
39 蒸発残留物	500mg / ℓ 以下	184	177	
40 陰イオン界面活性剤	0.2mg / ℓ 以下	0.02未満	0.02未満	発 砲
41 ジェオスミン	0.00001mg / ℓ 以下	0.000001未満	0.000001未満	臭 気
42 2 - メチルイソボルネオール	0.00001mg / ℓ 以下	0.000001未満	0.000001未満	
43 非イオン界面活性剤	0.02mg / ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	発 砲
44 フェノール類	0.005mg / ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	臭 気
45 有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)	5mg / ℓ 以下	1.5	2.3	味
46 pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.4	基礎的 性 状
47 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	
48 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	
49 色度	5度以下	1未満	1未満	
50 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	

水道の水ができるまで

川の水や地下水など自然の水は、「水の製造工場」にあたる浄水場に送られます。

浄水場では、沈でん池、ろ過池を通して水の汚れを落とし、塩素で消毒をしてからわたしたちの家族や学校などに届けられています。

また、白岡町は、県営の浄水場から送られてくる水（県水）と、地下水などを合わせて利用しています。



「安全」と「安心」をお届けしています

白岡町の水道水質検査結果

水道水が備えなければならない水質基準は、法令（水道法）で定められています。水質基準は、大きく「健康に関連する項目」と「水道水が有すべき性状に関連する項目」に分けられています。「健康に関連する項目」は、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし、安全を十分に考慮して基準が設定されています。

また、「水道水が有すべき性状に関連する項目」は、水道水としての生活利用上、あるいは水道施設の管理上障害が生ずるおそれのない基準が設定されています。

町ではこの基準を基に、皆さんが使用する水道水を安心して飲んでもらえるよう、定期的な水質検査体制のもとでチェックを行っています。

次の表は、6月14日に高岩浄水場と岡泉浄水場、それぞれの配水管の末端から採水した水の検査結果です。この検査は、社団法人埼玉県環境検査研究協会が実施したもので、どちらの水も水道法に定められた水質基準に適合しており、安心してご使用できます。

今後もより安全な水の供給に向けた水質管理に努めていきます。

問合せ先 水道課施設係 ☎(92)1304

(1) 健康に関連する項目 (30項目)

項 目	基準値及び単位	高岩浄水場管末 柴山集会所	岡泉浄水場管末 ツツジヶ丘公園	区 分
1 一般細菌	1ml中100個以下	0	0	病原生物 の 指 標
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	
3 カドミウム及びその化合物	0.01mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	無機物質 ・ 重金属
4 水銀及びその化合物	0.0005mg / ℓ 以下	0.00005未満	0.00005未満	
5 セレン及びその化合物	0.01mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
6 鉛及びその化合物	0.01mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
8 六価クロム化合物	0.05mg / ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg / ℓ 以下	1.3	1.3	
11 フッ素及びその化合物	0.8mg / ℓ 以下	0.10	0.11	
12 ホウ素及びその化合物	1.0mg / ℓ 以下	0.05	0.05	
13 四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下	0.0002未満	0.0002未満	一般有機 化学物質
14 1,4 - ジオキサン	0.05mg / ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	
15 1,1 - ジクロロエチレン	0.02mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
16 シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
17 ジクロロメタン	0.02mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
19 トリクロロエチレン	0.03mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
20 ベンゼン	0.01mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	消 毒 副生成物
21 クロロ酢酸	0.02mg / ℓ 以下	0.002未満	0.002未満	
22 クロロホルム	0.06mg / ℓ 以下	0.020	0.017	
23 ジクロロ酢酸	0.04mg / ℓ 以下	0.010	0.008	
24 ジブロモクロロメタン	0.1mg / ℓ 以下	0.012	0.010	
25 臭素酸	0.01mg / ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	
26 総トリハロメタン	0.1mg / ℓ 以下	0.052	0.043	
27 トリクロロ酢酸	0.2mg / ℓ 以下	0.01	0.01	
28 プロモジクロロメタン	0.03mg / ℓ 以下	0.017	0.014	
29 プロモホルム	0.09mg / ℓ 以下	0.003	0.002	
30 ホルムアルデヒド	0.08mg / ℓ 以下	0.009	0.009	